

令和4年度 八代市子ども・子育て会議

日時：令和5年2月9日（木） 14：00～

場所：八代市役所 3階 301会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 本市の人口及び児童数概要

資料1

(2) 令和4年度子ども・子育て支援事業の推進状況について

資料2

(3) 令和4年度子ども・子育て支援事業の実施状況

資料3

(4) 施策の展開に関する令和4年度の取組状況

資料4

(5) 令和5年度以降の子ども・子育て支援事業計画の実施について

資料5

(6) その他

4 閉 会

別冊資料

① 八代市子ども・子育て支援事業計画（計画書）

② 八代市子ども・子育て支援事業計画（概要版）

○ 子育て・ひとり親家庭への支援リーフレットなど

八代市子ども・子育て会議委員名簿

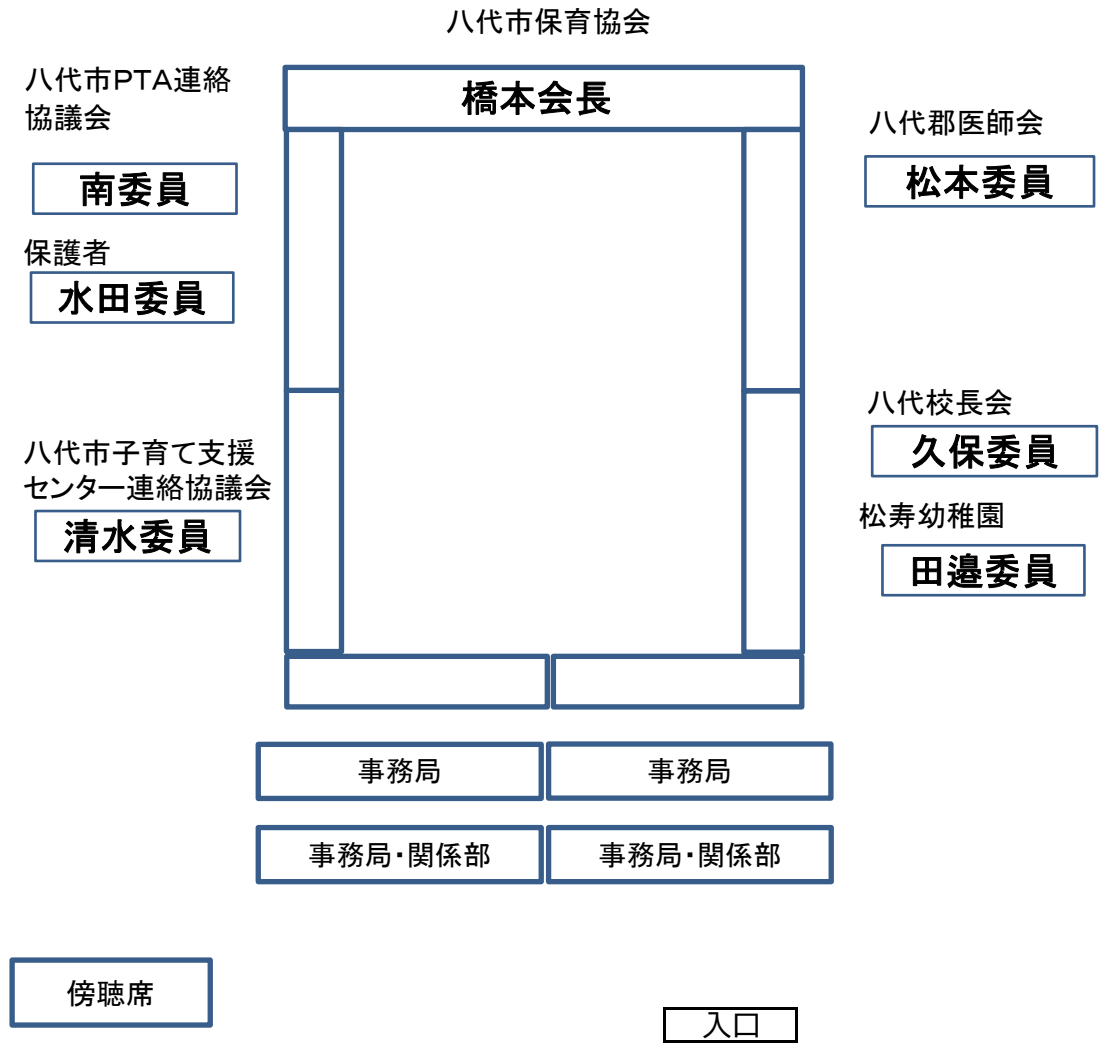
(敬称略)

所属・役職	氏名
熊本学園大学教授	出川 聖尚子
八代市医師会理事	兒玉 志保
八代郡医師会副会長	松本 展武
熊本県八代保健所主幹兼保健予防課長	山形 香織
八代校長会	久保 瞳
松寿幼稚園園長	田邊 久美
八代市保育協会副会長	橋本 守
ゆずの木保育園園長	藤本 一寿子
八代市PTA連絡協議会事務局	南 尚子
児童の保護者	水田 千春
児童の保護者	倉田 美香
児童の保護者	中田 千春
八代市主任児童委員部会長	寺田 公子
八代市子育て支援センター連絡協議会代表	清水 弘之

委嘱期間：令和3年2月26日から令和5年2月25日まで

令和4年度 八代市子ども・子育て会議 席次表

八代市役所 3階301会議室



八代市子ども・子育て会議について

子ども・子育て会議の役割

地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえて、

- ① 特定教育・保育施設の利用定員や、特定地域型保育事業の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- ② 子ども・子育て支援事業計画を変更しようとするときは、あらかじめ、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。
- ③ 市における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議する。

※子ども・子育て支援事業計画の推進にあたっては、子ども・子育て会議において、各年度における事業の実施状況等の調査、点検、評価を行い、必要に応じて計画の見直し等を審議する。

【参照】八代市子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 7 月 1 日 条例第 39 号

(設置)

第 1 条 本市に、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、八代市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 教育関係者
- (3) 保育関係者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 児童福祉に関係する者
- (6) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、会長は委員の互選によりこれを定め、副会長は委員のうちから会長が指名する。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、健康福祉部こども未来課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。